

岡山県美作県民局真庭地域事務所清掃業務仕様書

この仕様書は、作業の大要を示すものであるから、状況に応じて、軽微な部分は本書に記載しない部分であっても、岡山県（以下「委託者」という）が美観又は建物管理上必要と認め指示した作業は、請負者（以下「受託者」という）が受託金額の範囲内で実施するものとする。

記

・作業場所

岡山県真庭市勝山591 岡山県美作県民局真庭地域事務所庁舎

庁舎内外の作業対象箇所については別添の「作業場所及び面積一覧」及び図面のとおりに

・作業時間

- 1 日常清掃については、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日について、8時から15時までの間に実施する。
- 2 定期清掃については、定められた回数について委託者と受託者が協議の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の8時30分から17時30分までの間に実施する。

ただし、委託者が業務に支障がないと認めた場合は日常清掃を行う時間帯に定期清掃業務を行うことができる。

・使用材料、機械、器具

- 1 清掃に使用する材料、機械、器具等一切は受託者の負担とし、委託者の指示する場所において保管すること。
- 2 清掃に使用する材料は、清掃対象の材質や人体へ悪影響を与えないもので、かつ、品質が良好なものを使用すること。
- 3 電力、水道及びガスの使用は委託者の負担とするが、受託者は必要最小限の使用に努めること。

・作業内容、頻度

別添の「箇所別作業指示書」に基づき、必要に応じ委託者の指示を受けること。

・作業監督者、従事者

- 1 受託者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和46年厚生省令第2号、以下「ビル管法施行規則」という。）第25条に規定する清掃作業の監督を行う者1名を当該清掃契約の監督者として選任し、資格を証する書類を添付して委

託者へ通知すること。

なお、監督者を変更する場合も同様の手続きにより通知すること。

- 2 清掃業務従事者3名はビル管法施行規則第25条に規定する研修を終了しており、かつ、心身共に健康な者をもって充て、従事者名簿を委託者に提出すること。

また、清掃業務従事者のうち1名を作業主任者として選任し、作業主任者の氏名を委託者に通知すること。なお、作業主任者を変更した場合も同様に通知すること。

- 3 庁舎内の従業員控室については、受託者からの使用申請を受け、委託者の指示する場所に設置する。

・損害その他

- 1 通常施錠してある場所について清掃する場合は、委託者に申し出て鍵を借用し、業務終了後は速やかに返却することとし、万が一紛失した場合は受託者の負担で鍵を作成するものとする。

- 2 作業の実施に当たり、構内の建物、工作物及びその他に対し、損害を与えたときは、原状回復に要する経費については、受託者の負担とする。

なお、作業の実施中破損箇所を発見した場合は、直ちに委託者に報告する。

- 3 委託者が作業の不備を発見し、手直しを命じた場合の経費については受託者の負担とする。

- 4 受託者は、庁舎管理経費（電気、ガス、水道、電話代）のうち、応分の負担をするものとする。負担額は委託者からの請求により負担するものとする。

・日常、定期共通作業指示事項

作業の実施に当たっては、事務に支障のないように十分注意し、作業上での衛生及び特に火気取締りを厳重に行うこと。

精密な機械を据え付けているところも多く、衝撃、ごみ、火気、湿気等は、特に故障の原因となるので、作業に当たっては、次の項目を十分注意して実施すること。

- 1 ごみを飛散させないこと。
- 2 清掃器具類を機械等に当てないこと。
- 3 引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は、絶対に使用しないこと。
- 4 水の使用に当たっては、十分注意し、機械その他に飛散させないこと。
- 5 その他細部については、係員の指示を受けること。

・日常清掃(該当するものに限る)作業指示事項

- 1 塵払い

執務室内については、委託者側の業務に支障が出ない範囲でぞうきん等により什器・備品類のちりを払う。

塵払いにより床面等に落ちたごみはその都度取り除くこと。

- 2 床掃除

(1) 事務室

一般事務室の掃き掃除は、ごみ飛散防止のため、自在ぼうき及びワンタッチモッ

ブを使用し、入念に清掃する。

- (2) アスファルトタイル、リノタイル、リノリウム、ピータイルの床
係員の指示する箇所は、真空掃除機を使用し、その他は硬く絞ったワントッチモップでゴミを除去し、必要に応じてワックスで塗布補修する。
- (3) ゴムタイル床
掃き掃除を行う。(状況に応じ、ポリッシャーによる洗浄を行い、ワックスで塗布補修を行う。)
- (4) テラゾー、人造研出床
モップ又はぞうきん類で十分に水拭き掃除をする。
- (5) 舗床水洗い
コンクリート舗床は水洗いの上、ブラシにより洗浄する。
- (6) その他
出入口、階段に置いてあるマットについては水洗いで汚れを除去し、十分乾かして元の位置にもどす。
じゅうたん、人工芝は真空掃除機を用いてゴミを除去する。

3 便所等

便所の汚物入れは、内部を水洗い掃除して、汚物は所定の場所に運ぶ。
水洗便器及び洗面器スローピング、シスタンク類は、洗浄剤を用い丁寧に水洗いして、乾いたぞうきんで拭く。
なお、トイレットペーパー・シートペーパー・手洗い用石けん水等の補給については、不足を認めたらトイレ内用具庫から随時補給するものとし、用具庫の備え付けが不足した場合は、委託者へ報告し用具庫へ補充を受けること。

4 湯沸流台

湯沸流台は洗浄剤で入念に洗い、ぞうきんで拭く。

5 壁、窓及び扉

壁、窓及び扉については汚れ、塵、ゴミが目立つ場合は随時に掃除する。

6 庁舎廻り・屋上

拾い掃きし、集めたゴミは、所定の場所に運ぶこと。
屋上は枯葉や紙くず等により排水口が詰まらないよう定期的に点検し、集めたゴミは所定の場所へ運ぶこと。

7 ゴミ集積場

ゴミは庁舎東側のゴミ集積場へ集める。ただし、新聞紙、古紙等は委託者が指示する場所に集積させる。

8 その他

喫煙場所の灰皿については、毎日吸殻等を所定の場所に運ぶとともに容器を水洗いする。

・定期清掃(該当するものに限る。)作業指示事項

- 1 アスタイル床、リノタイル床、リノリウム床及びピータイル床の洗浄・ワックス塗布
最初に荒掃除を、次にクリーナーを用い掃除し、床に付着している汚損物は、指定材にて丁寧に除去し、表面洗剤をもって全面ポリッシャーで洗浄のうえ、汚水を拭き取り十分乾燥を待ってワックスを均等に塗布する。
- 2 テラゾー、人造研出床(隔板を含む)
便所隔板、床、マーブル面(踏段を含む。)階段耳板等は、あらかじめ付着物を除去し、表面洗剤により、水洗いの上、モップ等で拭き取り塗布仕上げをする。
- 3 ブラインド等
ベネシャンブラインド、ファンコイル等の日常手の届かない箇所を脚立を用いてクリーナー等で塵払いの上、水拭きする。
- 4 外部サッシュ、スパンドレル
乾いたモップ又はブラシ等を用い、丁寧に塵払いする。
- 5 窓ガラス(建物内外の窓及び出入口ガラス)
両面ともまず石けん水又は液薬類(サッシの材質に悪影響を与えるものは不可)で拭き、更に乾布で拭き磨きする。
- 6 扉及び壁
手あかのついた部分は、少量の石けん温水又は清水で入念に拭き取りをする。
- 7 コンクリート・モルタル床
ブラシ類を用いて汚損部分を入念に水洗清掃する。
- 8 便所の腰、床タイル
まず、付着物を取り除き、石けん(特に微粒子のもの)又は温水を用い洗浄のうえ拭き取る。
- 9 出入口靴すり金具
汚れを落とした上で、必要に応じて研磨剤をもって磨く。
- 10 暗渠・溜樹・敷地内側溝・排水口
暗渠・溜樹・敷地内側溝の内部のごみ、沈殿物を取り除き水洗いする。又排水口のゴミ等を取り除く。
- 11 除草・散水
事務所庭の除草は、必要時に行う。ただし、年3回を限りとする。夏季期間(7月～9月)は必要に応じ、庭木の散水を行う。ただし、週2回程度とする。

・業務報告等

受託者は、日常清掃、定期清掃の実施状況を記載した報告書を作成し、日常清掃については翌日(翌日が閉庁日の場合はその翌開庁日)正午までに、定期清掃については、作業終了後速やかに委託者に報告し、承認を受ける。

【参考】

岡山県財務規則（昭和61年規則第8号）抄

（契約保証金の納付）

第153条 契約を締結しようとするときは、契約者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

・・・・略・・・・

（契約変更に伴う契約保証金の増減）

第154条 契約担当者は、契約金額を増減した場合においては、その増減の割合に従って契約保証金を増減するものとする。ただし、既納の契約保証金に対応する契約金額（以下この条において「保証契約金額」）と当該増減後の契約金額との差額が保証契約金額の3割以内である場合は、この限りでない。

（契約保証金の減免）

第155条 次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

・・・・略・・・・

（3） 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

・・・・略・・・・

（契約保証金の還付）

第156条 契約保証金は、法第234条の2第2項本文の規定に該当する場合を除き、第163条の契約履行の検査の終了後に還付する。